

公益社団法人 滋賀県臨床検査技師会青年部会

設置要綱

令和2年10月 制定

（目的）

- 第1条 ・この要綱は、若手会員による研修会や交流会を企画し、職場や部門を超えた若手会員同士の「横のつながり」を作ることを目的とする。
- ・この活動を通じ、同世代の他府県技師との交流を図る。
 - ・またこれからの技師会活動を担う人材育成を推進し、組織力の向上を図る。

（組織）

- 第2条 ・第1条の目的を達成するため、各支部に2～3人の委員を設置する。
- ・委員の任期は2年とする。
 - ・委員構成はなるべく男女均等とする。
 - ・会計委員を選出する。

（活動および企画）

- 第3条 ・第1条の目的を達成するため、年に1回以上、県内の若手会員に絞った研修会を企画する。
- ・若手会員との相互交流を目的として、新入会員研修会に参画する。
 - ・公益社団法人としての公益活動（医学検査学会、検査と健康展、地域健康フェス、その他）に積極的に参画する。
 - ・全国技師会の同部会の活動状況を把握し、交流をはかれるよう企画、参画する。

（改廃）

- 第4条 この規程の改廃は理事会の決議を経て行う。

附 則

1. この設置要綱は、令和2年10月の理事会での承認を得て一部改正し、同日より施行する。
2. この規程は、令和8年6月5日開催理事会での承認を得て一部改正し、同日より施行する。